

## JTA ジュニア JPIN に伴う埼玉県テニス協会ジュニア登録規程について

埼玉県テニス協会

提題の件につき、第1回「埼玉県テニス協会を正す会」と称して、その議事録又は「通知書」(ジュニア選手登録規程及びその強行施行の問題)として、埼玉県テニス協会の役員及び関東テニス協会8都県に文章が配布されていますが、この件につき埼玉県テニス協会としての反論を記します。

- 1) 日本テニス協会のジュニア登録基準で、埼玉県テニス協会ジュニア登録規程に違反している事、ですべての論議が進められています。

(原文)

「JTA ジュニア選手登録は、選手が主としてプレーする都道府県テニス協会に加盟する団体に所属の上、その加盟団体が当該選手の都道府県テニス協会へのジュニア団体からのジュニア選手登録手続きを行うことによりなされる。」

この事は登録手続きについて記しており、登録資格等については全く触れておらず最も重要な所属団体の定義、規程もなく、この文面で埼玉県テニス協会の最も重要視している登録資格、つまり「在住・在学」について規制していると考え事は、極めて無理がある。

「主としてプレーする都道府県テニス協会に加盟する団体に所属の上・・・」この内容は所属団体が複数に亘っているジュニア選手についての基準を述べているにすぎない。一般的には複数にわたる所属団体でコーチング又プレーをする選手普通にある事である。

この事により重大な違反をしているとの根拠には無理がある。

- 2) 埼玉県テニス協会はコーチと選手を切り離したり、除外する事等は全く考えておらず、在住・在学の基準で各都県ジュニア大会に出場して力を発揮する事は何の障害もないと思います。

現に関東テニス協会ジュニアオープン公認大会は、約130大会以上もあり、他都県の地域で開催の大会に自由に出場しています。埼玉県内でも30以上の関東テニス協会オープン公認大会を開催して、他都県の選手が出場しています。

- 3) 所属団体の定義又規程は明確でなく、所属団体の内容は千差万別で、この点を全く論議せずに所属団体を論じる事は大きな問題がある。

所属団体名は各都県テニス協会に登録されたならば、現在の日本テニス協会では全国に通用している。一般選手の所属団体はこの点が顕著である。この所属団体については現在の日本テニス界では、各都道府県テニス協会が認めたジュニア所属団体を全国で規制をしなければ何ら問題がない。

この関東テニス協会のジュニア所属団体の考え方を、根本的に考え直す時代になっている。

4)「埼玉県テニス協会を正す会」と称して、埼玉県テニス協会が悪いことをしているように風潮して、埼玉県テニス協会に圧力をかけている手法に対して埼玉県テニス協会は組織として対応する予定です。

特に日本テニス協会、関東テニス協会の役員(上部)が関与している点についてはあらゆる面から正当性に問題があり、対応せざるを得ない。

5)「通知書」として埼玉県テニス協会の役員宛に脅迫とも取れるような表現で文書を出し、個人を攻撃している点につき埼玉県テニス協会に対する「挑発」であり、埼玉県テニス協会は組織として全て行動している事について自負しています。

この点についても埼玉県テニス協会として毅然とした対応をする予定です。

6)埼玉県テニス協会の登録資格の件は、大きな次の点の為に行っている事であり、この件については関係者として協議しているが、次の問題点に意見の不一致があり論議が長引いているにすぎません。

埼玉県テニス協会は埼玉県体育協会との関係があり、県外の選手を公式に認める権利がない。

埼玉県テニス協会 JTA ジュニア JPIN 登録を、JTA の指示通り登録規程を作成して、平成 29 年 12 月末日に実施に移した。その結果として住所も登録内容に入っており、県外のジュニア選手が約 10% (約 100 人)と、多数居る事が明確になり、黙認する事が出来なくなった。

この約 10%の選手により、県内ジュニア選手が不公平、不利益を被る事は埼玉県テニス協会の責任として放棄できない。

以上の2点であり、特に では統一ランキングでは県内ジュニア大会のポイントが選手の評価に大きく影響する事は明白であります。

この点につき関係者(日本テニス協会、関東テニス協会)とも折衝しても解決策が出ない。

ジュニア選手については、不公平、不利益があっては極めて問題がありますのに、約 10%の県外選手については論議されるが、県内選手については全く触れられない。

以上ですが、日本テニス協会の常務理事会(11/15日)の結果を踏まえて、埼玉県テニス協会臨時常務理事会(11/19日)で方向性を決める予定です。

必要があれば更に臨時理事会、総会を配慮する事もあります。